

令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託

及び座間市地下水総合調査事業委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本プロポーザルにより契約を確定するものではない。

2. 業務の概要

(1) 件名 令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託

(2) 目的 ①座間市地下水保全基本計画改定業務委託

「座間市地下水保全基本計画」（以下、「基本計画」という。）の改定のため、「座間市の地下水を保全する条例（以下、「条例」という。）」に係る事業の進捗と地下水保全効果を検証する。また、今後の地下水保全に向けて必要な具体的事業内容を検討し、令和6年度、7年度の2カ年で基本計画の改定版を作成するにあたり、高度な知識、専門的技術・経験を有する事業者支援を得ることを目的とする。

②座間市地下水総合調査事業委託

基本計画の改定に資する2ケースの水循環解析を三次元水循環解析モデル（GEneral purpose Terrestrial fluid-FLOW Simulator, 以下「GETFLOWS」という。）を用いて令和6年度の1カ年で実施するにあたり、高度な知識、専門的技術・経験を有する事業者支援を得ることを目的とする。

(3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

(4) 業務内容 別紙の「令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託仕様書」のとおり

3. 予算限度額（予定）（消費税含む）

令和6年度 17,049,000円

令和7年度 8,571,000円

<内訳>

①座間市地下水保全基本計画改定業務委託

令和6年度 11,219,000円

令和7年度 8,571,000円

②座間市地下水総合調査事業委託

令和6年度 5,830,000円

なお、当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。また、この場合において市はいかなる責も負わない。

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和6年2月1日時点で、座間市入札参加者名簿に営業種目「都市計画及び地方計画」、「地質」及び「建設環境」の全てに登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは都道府県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年座間市告示第29号）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (8) 本業務を円滑かつ確実に遂行する十分な能力及び体制を有している者であること。

5. 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6. 参加表明手続

(1) 提出書類

- ・プロポーザル方式参加表明書（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・業務経歴書〔過去10年間〕（様式4）
- ・プロポーザル方式参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

(2) 提出先

座間市暮らし安全部生活安全課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期限

2月26日(月)午後5時15分まで(必着)

(5) 参加資格要件の確認結果

「プロポーザル方式参加資格確認結果通知書(様式5)」を2月28日(水)(予定)までに郵送する。

7. 提案書等の受付

参加資格を有する事業者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は以下のとおりである。

提出書類	内容
①令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託公募型プロポーザル届出書	・指定様式による(様式6) ・社名、社判及び代表者印を押印したもの
②業務の実施体制	・指定様式による(様式7-1)
③配置予定者調書(管理技術者)	・指定様式による(様式7-2)
④配置予定者調書(担当者)	・指定様式による(様式7-3)
⑤提案書(任意様式)	・様式はA4縦として、片面印刷とします。(任意様式ですが、各テーマ2ページ以内) ・以下のテーマに対する貴社の考えを記述すること。 ・提案書は、テーマ毎に作成すること。 ・法人名等が分からないようにすること。 <テーマ1> ☆地下水の水量と水質に関する計画的な管理と総合的な地下水保全施策について <テーマ2> ☆「GETFLOWS」を用いた、座間市地下水保全基本計画の改定

	に資する2つの水循環解析テーマ（推奨される2種類のシナリオ）について
⑥見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の内容に係る見積書（任意書式） <p>金額だけではなく、内訳として座間市地下水保全基本計画改定業務委託と座間市地下水総合調査事業委託のそれぞれの金額を年度ごとに記載するほか、単価等を含めた積算基礎を記入すること。</p>

(2) 提出先

座間市くらし安全部生活安全課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(3) 提出方法

ア 上記(2)に記載の提出先に、持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

イ 上記(1)に記載されている指定の様式により、原本1部・原本の写し10部を提出すること。

(4) 提出期間

令和6年3月1日（金）から3月8日（金）（市役所の閉庁日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

8. 提案書等に関する質問と回答

本件に関して質問がある場合には、令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託に関する質問書（様式1）を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年2月15日（木）から2月20日（火）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問票に必要事項を記入し、添付ファイルとして、下記(4)に記載の連絡先に電子メールで提出すること。

メールの表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、2月28日（水）までに市ホームページに掲載する。

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/proposal/index.html>

(4) 連絡先

座間市くらし安全部生活安全課

電話：046-252-8214（直通）

メール：kanky@city.zama.kanagawa.jp

9. 参考資料の閲覧

(1) 閲覧期間

令和6年2月15日（木）から3月8日（金）（市役所の閉庁日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 閲覧場所

事務局の前に閲覧場所を設ける。事務局備え付けの閲覧申請書に必要事項を記入し提出してから閲覧すること。

(3) 参考資料

ア 座間市地下水保全基本計画 ※

イ 座間市地下水保全基本計画中間検証 ※

ウ 座間市環境基本計画年次報告書（平成28年度以降の各年度報告書）※

エ 座間市地下水総合調査事業委託報告書（平成29年度、令和4年度分）

オ 座間市地下水総合調査事業委託報告書概要版（平成29年度、令和4年度分）※

※については、市ホームページにも掲載しています。（オは平成29年度のみ）

<https://www.city.zama.kanagawa.jp>

10. 評価及び結果通知

(1) 選定委員会

評価は、「令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託業者選定委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、委員会には委員会設置要領に規定する委員長を置くものとする。

(2) 評価方法

ア 一次審査（書類審査）

提出された提案書等に対し、委員会で「様式8-1」に基づき採点を行い、二次審査対象3事業者を令和6年3月11日（月）から令和6年3月12日（火）までの期間に選定する予定である。

イ 二次審査

一次審査を通過した事業者（3事業者）による提案書等についてのプレゼンテーション等を行い、「様式8-2」に基づき採点を行い、受託候補者を選定する。

(ア) 審査日

令和6年3月18日（月）を予定している。

(イ) 会場・時間

詳細は郵送する一次審査（書類審査）結果にて通知する。

(ウ) 出席者

1事業者3名以内。管理技術者となる方は必ず出席すること。

(エ) 発表時間

プレゼンテーション（20分以内）及び提案書の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行う。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は各事業者で用意すること。

(オ) その他

二次審査に参加できない場合は、審査の対象から除外する。

(3) 評価における留意事項

ア 二次審査の参加者が1事業者であっても審査を行う。

審査の結果、この実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断した場合、その1事業者を受託候補者とする。

イ 同点の場合は、同点となった事業者について、委員長が受託候補者を選定する。

(4) 結果通知

ア 一次審査（書類審査）結果

令和6年3月12日（火）以降に、このプロポーザルへの参加が認められ、提案書を提出した事業者全員に結果を発送する。

イ 二次審査結果

令和6年3月29日（金）（予定）までに二次審査参加者全員に結果を発送する。本市ホームページ上でも公開する。

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/proposal/index.html>

1 1. 提案資格の喪失

下記のいずれかの要件に該当する事業者は提案資格を喪失する。

- (1) 「4. 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する等、委員長が失格と認め

た場合。

1 2. その他

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。又、通貨は日本円とする。
- (3) 提案書の提出は1事業者1提案までとし、提出後の書類の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、座間市が本件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、座間市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。

1 3. スケジュール

質問の受付 (メールで受付します)	令和6年2月15日(木)～令和6年2月20日(火) 午後5時15分まで
参加表明手続締切	令和6年2月26日(月) 午後5時15分まで
提案書提出締切	令和6年3月8日(金) 午後5時15分まで
一次審査	令和6年3月11日(月)～令和6年3月12日(火) まで
二次審査	令和6年3月18日(月)(予定)
契約事務手続	令和6年4月中旬(予定)

1 4. 事務局

座間市くらし安全部生活安全課（座間市役所 4階）

住所：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-8214

メール：kankyou@city.zama.kanagawa.jp